

砂川市訓令第41号  
令和6年10月28日

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

## 砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱（平成25年訓令第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「社会福祉課長」を「子育て支援課長」に改める。

第8条第1項中「社会福祉課」を「子育て支援課」に改め、同条第2項中「社会福祉課長」を「子育て支援課長」に改め、「事務局員には」の次に「子育て支援課長補佐及び」を加える。

別表（第6条関係）を次のように改める。

## 附 則

この訓令は、令和6年10月28日から施行する。

別表（第6条関係）

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会組織図

